

日本消化器病学会 関東支部 女性医師の会 会則

第1章 総則

第1条 本会は日本消化器病学会関東支部女性医師の会と称する。

第2条 本会の事務は日本消化器病学会関東支部事務局が行う。

第2章 目的および事業

第3条 本会は会員各自のキャリアアップ、知識の進歩、勤務環境の改善、社会的地位の向上、会員相互の親睦等を図り、男女共同参画を推進することを目的とする。

第4条 本会はその目的達成のため、会員相互の情報の交換を図り、主として支部例会時に総会、研修会、講演会などを行う。

第3章 会員

第5条 日本消化器病学会会員で関東支部に属する女性医師。

第4章 役員

第6条 役員は、委員長：1名、委員 若干名から構成される。

第7条 委員長は委員会において推薦され、支部長が委嘱する。

第8条 委員は委員会において推薦され、委員長が委嘱する。

第9条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

第5章 委員会

第10条 委員会は年に1回以上開催し、委員長もしくは代理がこれを招集する。

第11条 委員会は委員、支部長及び顧問をもって構成する。

第12条 委員会では次の事項を審議、報告する。

支部女性医師の会の運営に関する事項

支部学術集会、その他の企画に関する事項

支部女性会員の増員、女性評議員の増員、継続に関する事項

日本消化器病学会キャリア支援委員会が行う事業に関する事項

その他

第6章 会計

第13条 本会に必要な経費は消化器病学会関東支部会会計をもってあてる。

第7章 会則の変更

第14条 本会則の変更は委員会で行った後、会員の承認を得る。

第8章 附則

第15条 本会則は令和3年4月より施行する。